

最新情報

育児休業の女性解雇 無効判決

2012.2.11

育児休業を理由とした解雇は違法として、埼玉県内の女性（32）が、勤務していた「埼玉土地家屋調査士会」などを相手取り、地位確認（復職）と未払い給与・賞与約235万円、慰謝料165万円の支払いを求めてさいたま地裁に起こした民事訴訟は、被告側が原告の請求を全て認め、審理が終了しました。原告側弁護士によりますと、解雇に対する慰謝料が認められるのは極めてまれだといいます。また、同会は、女性が近く復職するよう調整中といいます。

この女性は2005年から同会に勤務。09年9月に妊娠が判明し、会に報告したところ、会長らに「1人休まれると事務局に支障をきたす」などの理由で退職を求められました。拒否した女性は10年春から産休と育児休業に入り、11年5月18日に復職したが、同日付で解雇され、同12月に提訴していました。

協会けんぽの平成24年度保険料率 全国平均は10% 2012.2.4

全国健康保険協会（協会けんぽ）の平成24年度の都道府県単位保険料率（一般保険料率）が決定されました。全国平均の保険料率は23年度の9.50%から10.00%へと、3年連続で引き上げられます。最高は佐賀県（10.16%）、最低は長野県（9.85%）で、両者の格差は0.21ポイントから0.31ポイントの差がでています。同協会では、国庫負担率を現行の「16.4%」から「20%」（法定限度）まで引き上げるよう国に求めています。

また、健康保険料と同時に控除される介護保険料率（40歳から64

歳までの介護保険第2号被保険者の方)は、平成24年3月分(平成24年4月控除・納付分)より全国一律1.55%に引き上げられます。(前年度の1.51%からは0.04%引き上げ)